

魚津市告示第168号

統計調査員の報酬及び費用弁償について

魚津市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和48年魚津市条例第3号）に規定する統計調査員のうち、令和7年国勢調査に従事するものに係る報酬及び費用弁償については、次のとおりとする。

令和7年9月4日

魚津市長 村椿 晃

- 1 統計調査の区分 令和7年国勢調査
- 2 統計調査員の区分 調査員
- 3 統計調査員の任期 令和7年9月8日から令和7年11月7日まで
- 4 報酬の額 次に掲げる額を合計した額
 - (1) 均一割 6,200円
 - (2) 調査区数割 1調査区につき41,990円。ただし、1調査区を複数の調査員で担当する場合は、事務量に応じて調査区数割の額を按分する。
- 5 費用弁償の額 次に掲げる額を合計した額
 - (1) 旅費 380円
 - (2) 写真代 210円
 - (3) 電話代 1調査区につき200円。ただし、1調査区を複数の調査員で担当する場合は、事務量に応じて調査区数割の額を按分する。
- 6 報酬及び費用弁償の支給日 令和7年12月19日